

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税</p>	<p>第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税 (外国法人の事業が行われる場所)</p> <p><b>第七条の三の五</b> 法第二十四条第三項に規定する外国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、同項の外国法人が法の施行地内に有する次の各号のいずれかに該当する場所とする。</p> <p>一 支店、出張所、営業所、事務所、事業所、工場又は倉庫(倉庫業者が自己の事業の用に供するものに限る。)</p> <p>二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所</p> <p>三 前二号に掲げる場所に準ずる場所</p> <p>四 建設、すえ付け、組立てその他の作業でその期間が一年を超えるもの又はその作業の指揮監督の役務の提供でその期間が一年を超えるものの場所</p> <p>五 次に掲げる者(その者が、イからハまでに規定する外国法人の事業に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。)の事務所又は事業所</p> <p>イ 当該外国法人のために、その事業に関し契約(当該外国法人のた</p>

- めの資産の購入に係る契約を除く。ハにおいて同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使用する者（当該外国法人と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づき当該外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）
- ロ 当該外国法人のために、常習的に、顧客の通常要求に応ずることができ程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者
- ハ 専ら又は主として一の外国法人（当該外国法人と特殊の関係がある者を含む。）のために、常習的に、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分を行うことを事業とする者
- 2 次の各号に掲げる場所は、前項第一号から第三号までの規定にかかわらず、同項の場所としないものとする。
- 一 当該外国法人がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
- 二 当該外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
- 三 当該外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他当該事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所
- 3 日本国が締結した租税に関する二重課税防止のための条約における恒久的施設とされた場所の範囲が前二項の規定による場所の範囲と異なるときは、当該条約の適用を受ける外国法人に係る法第二十四条第三項に

(法第五十二条第四項の政令で定める日)

**第八条の五** 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、同条第二項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)又は第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日)とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日)とする。

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の二十** 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第

規定する外国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、当該条約において恒久的施設とされた場所とする。

(法第五十二条第四項の政令で定める日)

**第八条の五** 法第五十二条第四項に規定する政令で定める日は、同条第二項第一号に掲げる法人で法第五十三条第一項の法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)

に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第五十二条第二項第一号の期間の直前の同号の期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日)とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日(合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第五十三条第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日)とする。

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

**第八条の二十** 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第



の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同項各号の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。))が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項各号の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額、同項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は同項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。

）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

**第九条の三** 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付

とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該控除対象還付法人税額

が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。))が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額

とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。

）以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

**第九条の三** 道府県知事は、前条の規定によつて道府県民税の中間納付額を還付する場合において、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち還付

すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一項第一号又は第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 略

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書に記載された道府県民税額又は当該還付の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額（次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額）に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

#### （外国の法人税等の額の控除）

**第九条の七** 法第五十三条第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同

すべき道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち前条第二項又は第三項の規定により還付すべき金額（次条第一項第一号又は第二号の規定により充当される金額があるときは、これを控除した金額）の占める割合を乗じて得た金額を併せて還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 略

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該道府県民税の中間納付額に係る事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書に記載された道府県民税額又は当該還付の基因となつた更正若しくは決定に係る道府県民税額（次条第一項第一号の規定により充当される金額があるときは、これを加算した金額）に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

#### （外国の法人税等の額の控除）

**第九条の七** 法第五十三条第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百四十一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額

法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法

又は同法

第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額若しくは同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第五項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「国税の控除限度額」という。）及び第六項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。第八項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第八項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算

第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額若しくは同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第五項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「国税の控除限度額」という。）及び第六項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「道府県民税の控除限度額」という。）の合計額に満たない場合において、当該事業年度又は連結事業年度の開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（これらの事業年度のうちに当該法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうちに当該法人又は当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人（同法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。第八項において同じ。）がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第八項において同じ。）の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算

入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。  
。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において同法第六十九条、第八十一条の十五及び第四百四十四条の二の規定並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第二項の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 略

4及び5 略

6 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算し

入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。  
。以下この条及び第四十八条の十三において「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において同法第六十九条及び第八十一条の十五の規定並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第二項の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額及び道府県民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十四項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 略

4及び5 略

6 法第五十三条第二十四項に規定する政令で定めるところにより計算し



た額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額若しくは同法第四百四十四条の第二項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項及び第四十八条の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の三・二を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分<sup>あん</sup>して計算した額に当該關係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

7 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第七項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年

た額は、法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額

又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項及び第四十八条の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の三・二を乗じて計算した額とする。ただし、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額（当該法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を有する場合には、法人税の控除限度額を当該法人の關係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数に按分<sup>あん</sup>して計算した額に当該關係道府県が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額）とすることができる。

7 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び第四十八条の十三第七項の規定により計算した額（以下この条、第四十八条の十三及び第五十七条の二の二において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額を超える場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度につき法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた外国の法人税等の額のうちに当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の道府県民税の控除限度額に満たないものがあるときは、当該事業年度又は連結事業年度に係る同項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額に、前三年

以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第四百四十四条第五項に規定する国税の控除余裕額（同令第四百四十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第四百九十七条第四項

に規定する国税の控除余裕額（同令第四百九十八条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは同令第四百五十五条の三十二第

五項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第四百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）（以下この条及び第三四十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三において「道府県民税の控除余裕額」という。）

）又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てる

以内の各事業年度又は各連結事業年度の法人税法施行令第四百四十四条第五項に規定する国税の控除余裕額（同令第四百四十五条第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）若しくは

同令第四百五十五条の三十二第

五項に規定する国税の個別控除余裕額（同令第四百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなされた額を除く。）（以下この条及び第三四十八条の十三において「国税の控除余裕額」という。）、外国の法人税等のうち法第五十三条第二十四項の規定により控除することができた額が道府県民税の控除限度額に満たない場合における当該道府県民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三において「道府県民税の控除余裕額」という。）

）又は外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額が市町村民税の控除限度額に満たない場合における当該市町村民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額（以下この条及び第四十八条の十三において「市町村民税の控除余裕額」という。）を前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次に、かつ、同一の事業年度又は連結事業年度のものについては、国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額の順に、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える部分の額に充てる

ものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

8 内国法人又は外国法人（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）又は現物出資法人（同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）（第十三項、第二十項及び第二十三項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）

ものとした場合に当該超える部分の額に充てられることとなる道府県民税の控除余裕額の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度においてこの項の規定により当該前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度の当該超える部分の額に充てられることとなる国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額は、この項の規定の適用については、ないものとみなす。

8 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）又は現物出資法人（同条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）（第十三項、第二十項及び第二十三項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）

（）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一 略

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度等（適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうち当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

9 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年

（）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一 略

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度等（適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうち当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

9 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年

内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（次号に掲げる合併前三年内事業年度等を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十一項第二号において「合併事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

10 第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に

内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（次号に掲げる合併前三年内事業年度等を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十一項第二号において「合併事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

10 第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に

掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度(以下この号及び第二十二項第三号において「分割承継等事業年度等」という。)開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11 第八項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額(同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。)は、当該被合併法人の第九項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。) 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の前日である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度(以下この号及び第二十二項第三号において「分割承継等事業年度等」という。)開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11 第八項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額(同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。)は、当該被合併法人の第九項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

12 第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13 第八項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この

12 第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第七項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除余裕額とみなす。

13 第八項の内国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「内国法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併等にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該内国法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この

項において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日(前日までの期間)は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第九項から前項までの規定を適用する。

14 第八項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 道府県民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額(第七項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。)に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額(第二十四項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。)若しくは同令第九十四条第三項に規定する調整国外所得金額(第二十四項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。)又は同令第一百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額(第二十四項第一号において「個別調整国外所得金額」という。)

項において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該内国法人三年前事業年度等開始日(前日までの期間)は、当該内国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第九項から前項までの規定を適用する。

14 第八項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 道府県民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余裕額(第七項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。)に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額(第二十四項第一号において「国外所得金額」という。)又は同令第一百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額(第二十四項第一号において「個別調整国外所得金額」という。)





19 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の第三

一項若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

20  
23 略

24 第二十項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の

19 法人税法第七十一条第一項若しくは第七十四条第一項

の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に限る。）（以下この条において「所得等申告法人」という。）の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額

を

超えることとなるため控除することができなかった額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

20  
23 略

24 第二十項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額

二 略  
25  
29 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

**第九条の九の三** 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第五十三条第二十七項（同条第二十八

二 略  
25  
29 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）

**第九条の九の三** 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項  
の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第五十三条第二十七項（同条第二十八

項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度と同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 略

2 略

（株式等譲渡所得割の交付時期及び交付額）

第九条の二十三 略

## 第二節 事業税

（恒久的施設の範囲）

第十条 法第七十二条第五号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場又は倉庫（倉庫業者がその事業の用に供するものに限る。）

項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度と同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 略

2 略

（株式等譲渡所得割の交付時期及び交付額）

第九条の二十三 略

## 第二節 事業税

- 二 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
  - 三 その他事業を行う一定の場所で前二号に掲げる場所に準ずるものに掲げる場所は、前項の場所に含まれないものとする。
- 2 |
- 一 外国法人（法第七十二条第五号イに規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）がその資産を購入する業務のためにのみ使用する一定の場所
  - 二 外国法人がその資産を保管するためにのみ使用する一定の場所
  - 三 外国法人が広告、宣伝、情報の提供、市場調査、基礎的研究その他その事業の遂行にとつて補助的な機能を有する事業上の活動を行うためにのみ使用する一定の場所
- 3 |
- 法第七十二条第五号ハに規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる者（その者が、その事業に係る業務を、当該各号に規定する外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合における当該者を除く。）とする。
- 一 外国法人のために、その事業に関し契約（その外国法人が資産を購入するための契約を除く。以下この項において同じ。）を締結する権限を有し、かつ、これを継続的に又は反復して行使する者（その外国法人の事業と同一又は類似の事業を営み、かつ、その事業の性質上欠くことができない必要に基づきその外国法人のために当該契約の締結に係る業務を行う者を除く。）
  - 二 外国法人のために、顧客の通常要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、当該資産を顧客の要求に応じて引き渡す者
  - 三 専ら又は主として一の外国法人（その外国法人の主要な株主等その

他その外国法人と特殊の関係のある者を含む。)のために、継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者

(人格のない社団等に対する本節の規定の適用)

**第十条の二** 人格のない社団等(法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等をいう。)は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

(人格のない社団等に対する本節の規定の適用)

**第十条** 人格のない社団等(法第七十二条の二第四項に規定する人格のない社団等をいう。)は、法人とみなして、本節中法人に関する規定をこれに適用する。

(外国法人又は個人の事業が行われる場所)

**第十条の二** 法第七十二条の二第六項に規定する外国法人又は個人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、外国法人(法第二十四条第三項に規定する外国法人をいう。第二十条の二の二十二第一項及び第二十条の二の二十三第三項において同じ。)又は個人が法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所とする。

(法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

**第二十条の二の二** 略

2 法第七十二条の十五第一項に規定する当該事業年度において支出される金額で政令で定めるものは、当該事業年度において支出される金額で棚卸資産等に係るもの(当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの又は当該事業年度以後の事業年度終了の日の属する連結事業年度(法人税法第十五条の二に規定する連結

(法第七十二条の十五第一項の政令で定める金額)

**第二十条の二の二** 略

2 法第七十二条の十五第一項に規定する当該事業年度において支出される金額で政令で定めるものは、当該事業年度において支出される金額で棚卸資産等に係るもの(当該事業年度以後の事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるべきもの又は当該事業年度以後の事業年度終了の日の属する連結事業年度(法人税法第十五条の二に規定する連結

事業年度をいう。以下この節において同じ。)の法人税の連結所得(法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第二十条の二の十五第二項、第二十一条第一項及び第二十一条の三第二項において同じ。)の計算上損金の額に算入されるべきものに限りとする。

(法第七十二条の十六第二項の支払う負債の利子に準ずるもの)

第二十条の二の七 法第七十二条の十六第二項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第三百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの

二 法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において法第七十二条の十九に規定する内国法人(以下この節において「内国法人」という。)の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して当該事業年度において支払う利子(手形の割引料、法人税法施行令第三百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるものを含む。以下この号及び次条第二号において同じ。)に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は法人税法第三百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して当該事業年度において支払う利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

事業年度をいう。以下この節において同じ。)の法人税の連結所得(法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。第二十条の二の十三第二項、第二十一条第一項及び第二十一条の三第二項において同じ。)の計算上損金の額に算入されるべきものに限りとする。

(法第七十二条の十六第二項の支払う負債の利子に準ずるもの)

第二十条の二の七 法第七十二条の十六第二項に規定する政令で定めるものは、当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第三百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るものとする。

三 当該事業年度において支払う手形の割引料、法人税法施行令第三百三十六条の二第一項に規定する満たない部分の金額その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るものとする。

(法第七十二条の十六第三項の支払を受ける利子に準ずるもの)

第二十条の二の八 法第七十二条の十六第三項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 当該事業年度において支払を受ける手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るもの

二 法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの又は同法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の同号に規定する本店等から当該外国法人の恒久的施設が当該事業年度において支払を受ける利子に該当することとなるもので当該事業年度に係るもの

(法第七十二条の十七第二項の役務の提供の対価)

第二十条の二の十 法第七十二条の十七第二項に規定する役務の提供の対価として政令で定めるものは、賃借権等(同項に規定する賃借権等をいう。次条及び第二十条の二の十二において同じ。)に係る役務の提供であつてその対価の額が当該賃借権等の対価の額と区分して定められていないものの対価とする。

(法第七十二条の十七第二項の賃借権等の対価として支払う金額に準ずるもの)

第二十条の二の十一 法第七十二条の十七第二項に規定する賃借権等の対

(法第七十二条の十六第三項の支払を受ける利子に準ずるもの)

第二十条の二の八 法第七十二条の十六第三項に規定する政令で定めるものは、当該事業年度において支払を受ける手形の割引料その他経済的な性質が利子に準ずるもので当該事業年度に係るものとする。

(法第七十二条の十七第二項の役務の提供の対価)

第二十条の二の十 法第七十二条の十七第二項に規定する役務の提供の対価として政令で定めるものは、賃借権等(同項に規定する賃借権等をいう。 )に係る役務の提供であつてその対価の額が当該賃借権等の対価の額と区分して定められていないものの対価とする。



価として支払う金額に準ずるものとして政令で定めるものは、法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する本店等から当該内国法人の同号に規定する国外事業所等に対して賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は同法第三百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対して賃借権等の対価として当該事業年度において支払う金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るものとする。

(法第七十二条の十七第三項の賃借権等の対価として支払を受ける金額に準ずるもの)

第二十条の二の十二 法第七十二条の十七第三項に規定する賃借権等の対価として支払を受ける金額に準ずるものとして政令で定めるものは、法人税法第六十九条第四項第一号に規定する内部取引において内国法人の同号に規定する国外事業所等から当該内国法人の同号に規定する本店等が賃借権等の対価として当該事業年度において支払を受ける金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るもの又は同法第三百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において外国法人の同号に規定する本店等から当該外国法人の恒久的施設が賃借権等の対価として当該事業年度において支払を受ける金額に該当することとなる金額で当該事業年度に係るものとする。

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

**第二十条の二の十三** 法第七十二条の十八第一項の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「**地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額**」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「**地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額**」と、同条第三項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「**地方税法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額**」と、法人税法施行令第一百六条の三中「（同項）とあるのは「**（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項）と、同令第一百七十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（同項第三号に掲げる場合に該当する場合には、第一号に掲げる金額）」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七**

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

**第二十条の二の十一** 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「**地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額**」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「**地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額**」と、同条第三項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該国内法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「**地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額**」と、法人税法施行令第一百六条の三中「（同項）とあるのは「**（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項）と、同令第一百七十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（同項第三号に掲げる場合に該当する場合には、第一号に掲げる金額）」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七**

十二条の二十三第四項」と、同令第一百八条中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第四項」として、これらの規定の例によるものとする。

（損金の額等に算入した所得税額がある法人の単年度損益の算定の特例）

**第二十條の二の十四** 法第七十二条の十八第一項第一号の規定によつて連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合

において、当該内国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（

租税特別措置法第三条の三第五項、第六条

第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときは、当該内国法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税

十二条の二十三第三項」と、同令第一百八条中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」として、これらの規定の例によるものとする。

（損金の額等に算入した所得税額がある法人の単年度損益の算定の特例）

**第二十條の二の十二** 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合（次項に規定する場合を除く。）において、当該法人

が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（同法第四十四条（租税特別措置法第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

において準用する場合並びに租税特別措置法第三条の三第五項、第六条

第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときは、当該法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税

額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定によつて連結申告法人

の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の第十四第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この節において同じ。）に算入しないものとする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年

度の単年度損益を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第四百十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税

額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の十八本文 の規定によつて連結申告法人（法人

税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の第十四第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この節において同じ。）に算入しないものとする。

法第六十八条第一項（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国人の各事業年度の単年度損益の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等）

**第二十条の二十五** 法第七十二条の十八第一項第一号の規定によつて連結申告法人以外の内国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八第一項第二号の規定によつて連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五十五条の十三及び第五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

3 法第七十二条の十八第一項第三号の規定によつて外国法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同号の規定によりその例によ

（単年度損益に係る寄附金の損金算入限度額等）

**第二十条の二十三** 法第七十二条の十八 の規定によつて連結申告法人以外の法人 の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の十八 の規定によつて連結申告法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合において、同条の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五十五条の十三及び第五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

るものとされる法人税法第四百二十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

(単年度損益に係る法人の外国税額の損金の額等算入)

第二十条の二の十六

各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。

2 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該外国法人の法人税法第四百十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

(法第七十二条の十八第二項の特定株式等)

第二十条の二の十七 法第七十二条の十八第二項に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等(以下この項にお

(単年度損益に係る内国法人の外国税額の損金の額等算入)

第二十条の二の十四

法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課されたものは、各事業年度の単年度損益の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。

(法第七十二条の十八ただし書の特定株式等)

第二十条の二の十五 法第七十二条の十八ただし書に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等(以下本項にお

いて「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

2 法第七十二条の十八第二項に規定する租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下この項において「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第二十条の二の十八 法第七十二条の十九に規定する内国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、我が国が租税条約(法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約をいい、恒久的施設に相当するものに関する定めを有するものに限る。以下この条において同じ。)を締結している条約相手国等(租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。以下この条において同じ。)については当該租税条約の条約相手国等内にある当該租税条約に定める恒久的施設に相当するものとし、その他の国又は地域については当該国又は地域にある恒久的施設に相当するものとする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

いて「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

2 法第七十二条の十八ただし書に規定する租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等(以下本項において「特定株式等」という。)のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

(内国法人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第二十条の二の十六 法第七十二条の十九に規定する内国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、同条の内国法人(第二十条の二の二十三において「内国法人」という。)が法の施行地外に有する第七条の三の五に規定する場所とする

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

**第二十条の二の十九** 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国法人（以下この節において「特定内国法人」という。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額（第二十条の二の十六第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。）に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所（以下この項、次条第一項、第二十条の二の二十三第二項、第二十一条の八第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第二十条の二の二十三第二項、第二十条の二の二十五、第二十一条の八、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。）の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 3 略

（法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額）

**第二十条の二の二十** 略

（法第七十二条の二十一第五項第一号の総資産の帳簿価額）

**第二十条の二の二十一** 略

（法第七十二条の二十一第五項第二号の政令で定める株式又は出資）

**第二十条の二の二十二** 略

**第二十条の二の十七** 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国法人（以下この節において「特定内国法人」という。）の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額（第二十条の二の十四 の規定を適用しないで計算した金額とする。）に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所（以下この項、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十一条の八第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十条の二の二十三、第二十一条の八、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。）の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 3 略

（法第七十二条の二十第三項の政令で定める金額）

**第二十条の二の十八** 略

（法第七十二条の二十一第五項第一号の総資産の帳簿価額）

**第二十条の二の十九** 略

（法第七十二条の二十一第五項第二号の政令で定める株式又は出資）

**第二十条の二の二十** 略



(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二十三 略

2 略

3 第二十条の二十九第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十二第二項の政令で定める金額)

第二十条の二十四 法第七十二条の二十二第二項に規定する外国法人

の資本金等の額から控除する金額は、当該外国法人の資本金等の額に当該外国法人の法の施行地外に有する事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該外国法人の恒久的施設

及び法の施行地外に有する事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 第二十条の二十九第三項の規定は、前項の事務所又は事業所及び恒久的施設の従業者の数について準用する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二十五 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行

(法第七十二条の二十二第一項の政令で定める金額)

第二十条の二十一 略

2 略

3 第二十条の二十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(法第七十二条の二十二第二項の政令で定める金額)

第二十条の二十二 法第七十二条の二十二第二項に規定する外国法人

の資本金等の額から控除する金額は、当該外国法人の資本金等の額に当該外国法人の法の施行地外に有する事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該外国法人の法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所（次条第三項において「国内の事務所又は事業所」という。

）及び法の施行地外に有する事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2 第二十条の二十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定)

第二十条の二十三 法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業と同項第二号に掲げる事業とを併せて行う内国法人に係る法第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、同項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行

地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の十八に規定する場所（以下この項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」とする。第二十条の二の十九第三項の規定は、この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

## 2 略

3 事業税を課されない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業（同項第一号に掲げる事業に限る。以下この項において「その他の事業」という。）とを併せて行う外国法人の資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該外国法人の恒久的施設 の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法人の恒久的施設 の従業者の数で除して計算した金額とする。

4 第二十条の二の十九第三項の規定は、前二項の事務所又は事業所及び恒久的施設の従業者の数について準用する。

5 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の第二十一第六項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「

地内に有する事務所又は事業所及び法の施行地外に有する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の三の五に規定する場所（以下この項において「外国の事務所又は事業所」という。）の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項において同じ。）のうち第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算した金額」とする。第二十条の二の十七第三項の規定は、この場合における事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

## 2 略

3 事業税を課されない事業又は法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業とこれらの事業以外の事業（同項第一号に掲げる事業に限る。以下この項において「その他の事業」という。）とを併せて行う外国法人の資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第七十二条の二第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする。）に当該外国法人の国内の事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該外国法人の国内の事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

4 第二十条の二の十七第三項の規定は、前二項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

5 第二項の内国法人又は第三項の外国法人に係る法第七十二条の第二十一第六項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「

金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二の二十五第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

**第二十条の三** 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略	法人税法第五十七條第二項	欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項、第五項又は第九項	未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（この項又は地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（この項又は同令第二十

金額とし、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の二十三第二項又は第三項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

（繰越欠損金の損金算入の特例等）

**第二十条の三** 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

略	法人税法第五十七條第二項	欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項、第五項又は第九項	未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（この項又は地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（この項又は同令第二十

		<p>法人税法施行令 第百十二条第一 項</p>	<p>欠損金額（同条 第二項又は第六 項の規定により 当該被合併法人 等の欠損金額と みなされたもの を含み、同条第 四項、第五項又 は第九項の規定 によりないもの とされたものを 除く</p>	<p>略</p> <p>条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項</p>
		<p>法人税法施行令 第百十二条第一 項</p>	<p>欠損金額（同条 第二項又は第六 項の規定により 当該被合併法人 等の欠損金額と みなされたもの を含み、同条第 四項、第五項又 は第九項の規定 によりないもの とされたものを 除く</p>	<p>略</p> <p>条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項</p>

項	法人税法施行令 第百十二条第一	欠損金額（同条 第二項又は第六 項の規定により	略	法人税法第五十 七条第一項	この項	略	2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事 業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。	略	たものを含む。）をいい、同令第二十 条の三第一項又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第四項若 しくは第五項の規定によりないものと されたものを除く。以下この目におい て同じ
	欠損金額等（欠損金額（地方税法施行 令（昭和二十五年政令第二百四十五号 ）第二十條の三第一項又は第二項の規			地方税法（昭和二十五年法律第二百二 十六号）第七十二条の二十三第四項に 規定する個別欠損金額をいう。以下こ の目において同じ。）（地方税法施行 令（昭和二十五年政令第二百四十五号 ）第二十條の三第一項の規定により読 み替えられたこの項又はこの項					

項	法人税法施行令 第百十二条第一	欠損金額（同条 第二項又は第六 項の規定により	略	法人税法第五十 七条第一項	この項	略	2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事 業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次 の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。	略	たものを含む。）をいい、同令第二十 条の三第一項又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第四項若 しくは第五項の規定によりないものと されたものを除く。以下この目におい て同じ
	欠損金額等（欠損金額（地方税法施行 令（昭和二十五年政令第二百四十五号 ）第二十條の三第一項又は第二項の規			地方税法（昭和二十五年法律第二百二 十六号）第七十二条の二十三第三項に 規定する個別欠損金額をいう。以下こ の目において同じ。）（地方税法施行 令（昭和二十五年政令第二百四十五号 ）第二十條の三第一項の規定により読 み替えられたこの項又はこの項					

3	前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合において、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度に該当する事業年度開始の日前九年以内に開始した各事業年度において生じた当該連結申告法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）	当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第四項、第五項又は第九項の規定によりならないものとされたものを除く	定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項の規定によりならないものとされたものを除く。以下この目において同じ
		略	略

3	前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合において、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度に該当する事業年度開始の日前九年以内に開始した各事業年度において生じた当該連結申告法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）	当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第四項、第五項又は第九項の規定によりならないものとされたものを除く	定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項の規定によりならないものとされたものを除く。以下この目において同じ
		略	略

又は前項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定により当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし欠損金額」という。）があるときは、当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）の所得の計算上、当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法人の欠損金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみなす。

4 法第七十二条の二十三第一項 の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十四項から第十六項までの規定の例によらないものとする。

**第二十一条** 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項 の規定によつて当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）の計算の例によつて算定する場合には、当該

又は前項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定により当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし欠損金額」という。）があるときは、当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）の所得の計算上、当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法人の欠損金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみなす。

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十四項から第十六項までの規定の例によらないものとする。

**第二十一条** 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）の計算の例によつて算定する場合には、当該

法人が当該各事業年度開始の前九年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三

の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文（同法第四百四十二条第二項の規定により同法第五十七条第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項 の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは「算入されたもの」と、法人税法施行令第一百十二条第五項第二号及び第一百三十一条第一号中「算入されたもの及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに」とあるのは「算入されたもの及び」として、これらの規定の例によるものとする。

3 略

（損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定によつて連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を

法人が当該各事業年度開始の前九年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による法人税額の還付を受けているときは

、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文（同法第四百四十二条の規定により同法第五十七条第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは「算入されたもの」と、法人税法施行令第一百十二条第五項第二号及び第一百三十一条第一号中「算入されたもの及び法第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに」とあるのは「算入されたもの及び」として、これらの規定の例によるものとする。

3 略

（損金の額等に算入した所得税額がある法人の所得の算定の特例）

第二十一条の二 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を



算定する場合

において、当該内国法人

が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（

租税特

別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。

）の規定の適用を受けないときは、当該内国法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事

業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の十四第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

算定する場合（次項に規定する場合を除く。）において、当該法人

が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第六十八条第一項（同法第四百四十四条（租税特別

措置法第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項、第四十一条の二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合並びに租税特

別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。

）の規定の適用を受けないときは、当該法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事

業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該連結申告法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第八十一条の十四第一項（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、当該外国法人が当該事業年度において所得税法の規定により課された所得税額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額の全部又は一部につき、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条第一項（租税特別措置法第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けないときは、当該外国法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入しないものとする。

（所得に係る寄附金の損金算入限度額等）

第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号の規定によつて連結申告法人以外の内国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、

の規定の適用を受けないときは、当該連結申告法人の事業税の課税標準とすべき所得の算定については、当該所得税額及び復興特別所得税額を個別帰属損金額に算入しないものとする。

（所得に係る寄附金の損金算入限度額等）

第二十一条の三 法第七十二条の二十三第一項 の規定によつて連結申告法人以外の法人 の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、

第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五百五十五条の十三及び第五百五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

3 法第七十二条の二十三第一項第三号の規定によつて外国法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同号の規定によりその例によるものとされる法人税法第四百四十二条第二項の規定により準ずることとされる同法第三十七条第一項及び第四項並びに法人税法施行令第七十三条、第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

(所得に係る法人の外国税額の損金の額等算入)

## 第二十一条の四

第七十三条の二、第七十四条及び第七十七条の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

2 法第七十二条の二十三第一項 の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる法人税法第八十一条の六第一項及び第四項並びに法人税法施行令第五百五十五条の十三及び第五百五十五条の十三の二の規定による寄附金の損金への算入限度額は、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度に係る法人税の課税標準である連結所得の計算上これらの規定により寄附金の損金への算入限度額とされた額とする。

(所得に係る法人の外国税額の損金の額等算入)

## 第二十一条の四

法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人で、

各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された内国法人に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該内国法人の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。

2 各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課された外国法人に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対して課されたものは、損金の額に算入する。

(法第七十二条の二十三第二項 の特定株式等)

第二十一条の五 法第七十二条の二十三第二項 に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

2 法第七十二条の二十三第二項 に規定する租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下この項において「特定株式等」という。）のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相

各事業年度において外国の法令により法人税に相当する税を課されたものに係る事業税の課税標準である各事業年度の所得の計算については、当該外国の法令により課された外国の法人税に相当する税の額のうち、当該法人 の当該外国において行う事業に帰属する所得以外の所得に対して課されたものは、損金の額又は個別帰属損金額に算入する。

(法第七十二条の二十三第一項ただし書の特定株式等)

第二十一条の五 法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する租税特別措置法第五十五条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第九項に規定する特定株式等（以下本項において「特定株式等」という。）のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相当する価額の特定株式等とする。

2 法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する租税特別措置法第六十八条の四十三第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものは、同条第一項及び第八項に規定する特定株式等（以下本項）において「特定株式等」という。）のうち法の施行地において行う資源開発事業等に係る部分として総務省令で定めるところにより算定した額に相

当する価額の特定株式等とする。

(法第七十二条の二十三第二項) の規定を適用しない医療施設)

第二十一条の六 法第七十二条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、農業協同組合連合会が設置した医療施設のうち、その支払を受ける同項に規定する金額の当該医療施設に係る医療に関する収入金額中に占める割合がおおむね常時十分の三以下であるものとして道府県知事が認めた医療施設その他総務省令で定める医療施設とする。

(法第七十二条の二十三第三項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の七 法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する政令で定める給付又は医療、介護、助産若しくはサービスは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下この条において「支援法」という。)の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護(支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の規定に基づく介護扶助のための介護(法第七十二条の二十三第三項第二号)に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護をいう。)に係

当する価額の特定株式等とする。

(法第七十二条の二十三第一項ただし書の規定を適用しない医療施設)

第二十一条の六 法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する政令で定めるものは、農業協同組合連合会が設置した医療施設のうち、その支払を受ける法第七十二条の二十三第一項ただし書に規定する金額の当該医療施設に係る医療に関する収入金額中に占める割合がおおむね常時十分の三以下であるものとして道府県知事が認めた医療施設その他総務省令で定める医療施設とする。

(法第七十二条の二十三第二項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の七 法第七十二条の二十三第二項第二号に規定する政令で定める給付又は医療、介護、助産若しくはサービスは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下この条において「支援法」という。)の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)に基づく医療支援給付のための医療、介護支援給付のための介護(支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の規定に基づく介護扶助のための介護(法第七十二条の二十三第二項第二号)に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護及び改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護をいう。)に係

るものに限る。)又は出産支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第二十条に規定する出産支援給付をいう。)のための助産とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の八 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の四第一項の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法)

第二十三条 略

2 第二十条の二の十九第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収  
猶予の申請手続等)

るものに限る。)又は出産支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第二十条に規定する出産支援給付をいう。)のための助産とする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の八 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の四 の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する収入金額の算定の方法)

第二十三条 略

2 第二十条の二の十七第三項の規定は、前項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収  
猶予の申請手続等)

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の第三十項及び第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

254 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号（同法第六十六条の四の第三十項及び第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

254 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等）

**第三十二条の三** 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2  
5  
4  
略

**第三十二条の三** 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項に規定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2  
5  
4  
略



(法第七十二条の七十八第二項第四号及び第七号の場所)

第三十五条の五 法第七十二条の七十八第二項第四号に規定する政令で定

める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

- 一 法第七十二条の七十七第一号に規定する個人事業者（以下この条において「個人事業者」という。）が法第七十二条の七十八第二項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第十九条に規定する課税期間をいう。）の開始の日（以下この条において「基準日」という。）前において国内に住所又は居所を有しており、かつ、最後に国内に有していた住所又は居所を有しないこととなつた時に国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有していなかつた場合であつて、その最後に有していた住所又は居所に当該個人事業者の親族その他当該個人事業者の特殊関係者が引き続き、又は当該個人事業者に代わつて当該基準日まで居住しているとき。その最後に有していた住所  
地又は居所地

二 略

2 略

3 法第七十二条の七十八第二項第七号に規定する政令で定める場所は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

- 一 外国法人（法第七十二条の七十八第二項第五号に規定する内国法人以外の法人をいう。次号において同じ。）が基準日において法人税法

(法第七十二条の七十八第二項第四号及び第七号の場所)

第三十五条の五 法第七十二条の七十八第二項第四号に規定する政令で定

める場所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

- 一 法第七十二条の七十七第一号に規定する個人事業者（以下本条において「個人事業者」という。）が法第七十二条の七十八第二項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第十九条に規定する課税期間をいう。）の開始の日（以下本条において「基準日」という。）前において国内に住所又は居所を有しており、かつ、最後に国内に有していた住所又は居所を有しないこととなつた時に国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有していなかつた場合であつて、その最後に有していた住所又は居所に当該個人事業者の親族その他当該個人事業者の特殊関係者が引き続き、又は当該個人事業者に代わつて当該基準日まで居住しているとき。その最後に有していた住所  
地又は居所地

二 略

2 略

3 法第七十二条の七十八第二項第七号に規定する政令で定める場所は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める場所とする。

- 一 外国法人（法第七十二条の七十八第二項第五号に規定する内国法人以外の法人をいう。次号において同じ。）が基準日において法人税法

第三百三十八条第一項第五号に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）に係る資産を有している場合 当該対価に係る資産の所在地（二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地）  
二及び三 略

### 第三章 市町村の普通税

#### 第一節 市町村民税

（二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属）

#### 第四十六条の四 略

（法第三百二十二条第五項の政令で定める日）  
第四十八条の二 法第三百二十二条第五項に規定する政令で定める日は、同条第三項第一号に掲げる法人で法第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第三百二十二条第三項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を

第三百三十八条第三号 に掲げる対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）に係る資産を有している場合 当該対価に係る資産の所在地（二以上の資産を有する場合には、主たる資産の所在地）  
二及び三 略

### 第三章 市町村の普通税

#### 第一節 市町村民税

（二以上の納税義務者がある場合の扶養親族の所属）

#### 第四十六条の三の二 略

（外国法人の事業が行われる場所）

第四十六条の四 法第二百九十四条第五項に規定する外国法人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、第七条の三の五に規定する場所とする。

（法第三百二十二条第五項の政令で定める日）  
第四十八条の二 法第三百二十二条第五項に規定する政令で定める日は、同条第三項第一号に掲げる法人で法第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては当該申告書に係る法第三百二十二条第三項第一号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を

含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日」とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第三百二十一条の八第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とする。

（法人の市町村民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第四十八条の十一の九 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第二項に規定する金額とする。

3 法第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する政令で定める額は、第八条の二十第三項に規定する金額とする。

4 法第三百二十一条の八第十二項第三号に規定する政令で定める額は、第八条の二十四項に規定する金額とする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件）

第四十八条の十一の十 第八条の二十一の規定は、法第三百二十一条の八第十三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十一中「法第五十三条第十三項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十三項」と、「法第五十三条第十二項第一号」とある

含む同号の期間に係る当該申告書を提出する義務があるものにあつては、同日」とし、同項第二号に掲げる法人にあつては同号の期間の直前の同号の期間の末日（合併により設立された法人で当該合併の日を含む同号の期間に係る法第三百二十一条の八第二項の申告書を提出する義務があるものにあつては、同日）とする。

（法人の市町村民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第四十八条の十一の九 法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項に規定する政令で定める額は、第八条の二十第一項に規定する金額とする。

2 個別帰属法人税額に係る法第三百二十一条の八第十二項に規定する政令で定める額は、第八条の二十第二項に規定する金額とする。

（適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件）

第四十八条の十一の十 第八条の二十一の規定は、法第三百二十一条の八第十三項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の二十一中「法第五十三条第十三項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十三項」と

のは「法第三百二十一条の八第十二項第一号」と、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 略

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項

の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額に基づいて算定した市町村民税額（以下この条において「市町村民税の確定額」という。）で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下この項において「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九条の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未

、「法人の道府県民税の確定申告書」とあるのは「法人の市町村民税の確定申告書」と読み替えるものとする。

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 略

2 市町村の廃置分合があつた場合において、法人の法人税法第七十四条第一項（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。以下この項に

おいて同じ。）の規定による申告書に係る法人税額又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額に基づいて算定した市町村民税額（以下この条において「市町村民税の確定額」という。）で承継市町村に納付すべきものの合算額が第一条の四の規定によつて当該承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額の合算額を超えることとなつても、当該承継市町村のうち当該法人が納付すべき市町村民税の確定額が同条の規定によつて承継市町村に納付されたものとみなされ、又は納付されるべきものとされる市町村民税の中間納付額に満たないこととなるもの（以下この項において「中間納付額超過市町村」という。）があるときは、当該中間納付額超過市町村は、その満たないこととなる額を還付する場合においても、前項において準用する第九条の三の規定にかかわらず、当該市町村民税の中間納付額に係る延滞金額の還付を要しないものとし、その満たないこととなる額を還付し、又は未

納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書に係るものに限る。）又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間に応じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 略

#### （外国の法人税等の額の控除）

**第四十八条の十三** 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の

納に係る地方団体の徴収金に充当する場合においては、同項において準用する第九条の五の規定にかかわらず、法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書に係るものに限る。）又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書を提出した日の翌日からその還付すべき金額の支出を決定し、又はその充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間に応じ、法第十七条の四第一項から第四項までの規定の例によつて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算するものとする。

3 略

#### （外国の法人税等の額の控除）

**第四十八条の十三** 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する外国の法人税等（以下この条において「外国の法人税等」という。）の範囲については法人税法施行令第四百一条の規定を準用し、外国の法人税等の額については法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例による。

2 各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額に満たない場合において、前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の

法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条、第八十一条の十五及び第四百十四条の二の規定並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 内国法人（法第二百九十二条第一項第三号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 四 略

4 5 8 略

9 内国法人又は外国法人（法第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）が適格合併（法人税法第十二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）適格分割（同法第十二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう

法人税等の額のうち当該事業年度又は連結事業年度前の事業年度又は連結事業年度において法人税法第六十九条及び第八十一条の十五

の規定並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項の規定並びに法第五十三条第二十四項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することができた額を超える部分の額（以下この条において「控除限度超過額」という。）があるときは、当該控除限度超過額を、その最も古い事業年度又は連結事業年度のものから順次当該事業年度又は連結事業年度に係る国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額から当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額を控除した残額に充てるものとした場合に当該充てられることとなる当該控除限度超過額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなす。

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 四 略

4 5 8 略

9 内国法人が適格合併（法人税法第十二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）適格分割（同法第十二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう

。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）又は現物出資法人（同法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）（第十四項、第二十一項及び第二十四項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

一 略

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度等（適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法

。以下この項において同じ。）又は適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項において同じ。）（以下この条において「適格合併等」という。）により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）、分割法人（同法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。以下この項において同じ。）又は現物出資法人（同法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）（第十四項、第二十一項及び第二十四項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の 当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の 当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。

一 略

二 適格分割又は適格現物出資（以下この条において「適格分割等」という。） 当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（以下この条において「分割法人等」という。）の分割等前三年内事業年度等（適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、これらの事業年度のうちに当該分割法人等がその課された外国の法人税等の額を法

人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

10 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（次号に掲げる合併前三年内事業年度等を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事

人税の課税標準である所得の計算上損金に算入した事業年度があるときは、当該損金に算入した事業年度以前の事業年度又は連結事業年度を除くものとし、これらの連結事業年度のうち当該分割法人等又は当該分割法人等との間に連結完全支配関係がある他の連結法人がその課された外国の法人税等の額を法人税の課税標準である連結所得の計算上損金に算入した連結事業年度があるときは、当該損金に算入した連結事業年度以前の連結事業年度又は事業年度を除くものとする。以下この条において同じ。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

10 前項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の控除限度超過額は、当該被合併法人の次の各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等（次号に掲げる合併前三年内事業年度等を除く。） 当該被合併法人の合併前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等のうち当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事



業年度（以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11 第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人又は外国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人又は外国法人

業年度（以下この号及び第二十二項第二号において「合併事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人の合併事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

11 第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額のうち、同号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の次の各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人の当該各号に定める事業年度又は連結事業年度の控除限度超過額とみなす。

一 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等（次号に掲げる場合に該当するときの分割等前三年内事業年度等及び第三号に掲げる分割等前三年内事業年度等を除く。） 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等開始の日の属する当該内国法人の各事業年度又は各連結事業年度

二 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日が当該内国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前である場合の当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等 当該分割法人等の分割等前三年内事業年度等終了の日の属する当該内国法人

の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人又は外国法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人又は外国法人の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

12 第九項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

13 第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人又は外国法人の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十一項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人又は外国法人の同項各号に定める事業年度又は連結事業年

の各事業年度又は各連結事業年度

三 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等のうち当該内国法人 の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度（以下この号及び第二十三項第三号において「分割承継等事業年度等」という。）開始の日以後に開始したもの 当該内国法人 の分割承継等事業年度等開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度

12 第九項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人 の適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格合併に係る被合併法人の合併前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（同項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）は、当該被合併法人の第十項各号に掲げる合併前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人 の同項各号に定める事業年度又は連結事業年度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

13 第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合の同項の内国法人 の適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第八項の規定の適用については、当該適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額のうち、同号に規定する当該内国法人 が移転を受けた事業に係る部分の金額は、当該分割法人等の第十一項各号に掲げる分割等前三年内事業年度等の区分に応じ、当該内国法人 の同項各号に定める事業年度又は連結事業年

度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14 第九項の内国法人又は外国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人又は外国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該内国法人又は外国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

15 第九項第二号に規定する当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事

度の市町村民税の控除余裕額とみなす。

14 第九項の内国法人の適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以下この項において「内国法人三年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等（以下この項において「被合併法人等前三年内事業年度等」という。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（二以上の被合併法人等が行う適格合併にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において「被合併法人等三年前事業年度等開始日」という。）後である場合には、当該被合併法人等三年前事業年度等開始日から当該内国法人三年前事業年度等開始日（当該適格合併等が当該内国法人を設立するものである場合にあつては、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この項において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等三年前事業年度等開始日に係る被合併法人等の被合併法人等前三年内事業年度等ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該内国法人三年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該内国法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、第十項から前項までの規定を適用する。

15 第九項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事

業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 市町村民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（第八項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうち口に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第五百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）

ロ 略

16 第九項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法

業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余裕額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 市町村民税の控除余裕額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余裕額（第八項後段の規定によりないものとみなされた額を除く。）に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうち口に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百四十二条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「内国法人の調整国外所得金額」という。）若しくは同令第九十四条第三項に規定する調整国外所得金額（第二十五項第一号において「外国法人の調整国外所得金額」という。）又は同令第五百五十五条の二十九第一号に規定する個別調整国外所得金額（第二十五項第一号において「個別調整国外所得金額」という。）

ロ 略

16 第九項の規定は、適格分割等により当該適格分割等に係る分割法人等から事業の移転を受けた内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人が当該適格分割等の日以後三月以内に当該内国法人又は外国法人の前三年内事業年度等の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなされる金額その他の総務省令で定める事項を記載した書類を当該内国法人又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の市町村長（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法

人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長)に提出した場合に限り、適用する。

17 内国法人又は外国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。)開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とする。

18 略

19 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度若しくは同法第四百四十四条の二の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

20 法人税法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第十二条の七の三に規定する連結子法人(同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)(以下この条において「所得等申告法人」という。)の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八

にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長)に提出した場合に限り、適用する。

17 内国法人が適格分割等により分割法人等から事業の移転を受けた場合であつて、当該適格分割等が当該分割法人等の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。第二十七項において同じ。)開始の日に行われたものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは、「四月」とする。

18 略

19 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除は、法人税法第六十九条の規定により同条の外国の法人税の額を控除する事業年度又は同法第八十一条の十五の規定により同条の外国の法人税の額を控除する連結事業年度に係る法人税割額についてするものとする。

20 法人税法第七十一条第一項若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第十二条の七の三に規定する連結子法人(同条第十六号に規定する連結申告法人に限る。)(以下この条において「所得等申告法人」という。)の前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八

第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税割額を課税標準として課するものに限る。以下この項において同じ。）を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の当該法人税割額から控除するものとする。

21  
24 略

25 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の内国法人の調整国外所得金額若しくは外国法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額

二 略

26  
30 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を

第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額のうち、当該法人税割額

を超えることとなるため控除することができなかつた額で前事業年度又は前連結事業年度以前の事業年度又は連結事業年度の法人税割について控除されなかつた部分の額（以下この条において「控除未済外国法人税等額」という。）は、当該所得等申告法人の当該事業年度又は連結事業年度の 法人税割額から控除するものとする。

21  
24 略

25 第二十一項第二号に規定する当該所得等申告法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の控除未済外国法人税等額に当該分割等前三年内事業年度等における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額とする。

一 当該分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額

二 略

26  
30 略

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を

還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度（同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第三百二十一条の八第二十七項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の

還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第二十六項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度（同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第三百二十一条の八第二十七項（同条第二十八項（同条第二十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第二十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の

申告書に係るものに限る。)が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 略

2 略

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

**第五十八条** 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法

本則(法第七十二条の二十三第三項(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。)、七十二條の四十九の十二第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四第五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第六条まで、第八条から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第二十九条の八まで、第三十条の二から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。

申告書に係るものに限る。)が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 略

2 略

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

**第五十八条** 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法

本則(法第七十二条の二十三第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十二条の二十四の七第一項第二号(同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。)、七十二條の四十九の十二第一項ただし書(社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四第五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の七まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第三条から第六条まで、第八条から第八条の四まで、第九条第十二項、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七条から第三十一条の四まで及び第三十三条の二から第五十七条までの規定とする。



## 附 則

### (納期限の延長に係る延滞金の特例)

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五条、第七十二条の四五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四条の八）において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期

## 附 則

### (納期限の延長に係る延滞金の特例)

第三条の二の二 法附則第三条の二の二に規定する政令で定める期間は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率が年五・五パーセントを超えて定められる日からその後年五・五パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に法附則第三条の二第二項の規定により法第六十五条、第七十二条の四五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この条において「特例期間」という。）とする。ただし、法人税法第七十五条の二第一項（同法第四百四十五条第一項）において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第五十三条第一項若しくは第三百二十一条の八第一項に規定する申告書の提出期限若しくは法人税法第八十一条の二十四第一項の規定により延長された法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する申告書の提出期限又は法第七十二条の二五第三項又は第五項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により延長された法第七十二条の二五第三項又は第五項に規定する申告書の提出期限が当該年五・五パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る申告基準日（法人税額の課税標準の算定期間若しくは法第五十三条第四項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期

間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百二十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以下この条において同じ。

（）が特例期間内に到来する場合には、これらの道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2 略

（法人の事業税に係る特例）

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（以下この項において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第二十条の二十一第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、同条第六号に掲げる金額を加算して得た金額とする。

2及び3 略

（上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の

間の末日又は事業年度終了の日後二月を経過した日の前日（その日が民法第四百二十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。以下この条において同じ。

（）が特例期間内に到来する場合には、これらの道府県民税若しくは市町村民税又は事業税に係る法第六十五条、第七十二条の四十五の二又は第三百二十七条の規定による延滞金にあつては、当該年五・五パーセントを超えて定められる日からこれらの延長された申告書の提出期限までの期間とする。

2 略

（法人の事業税に係る特例）

第六条の二 法附則第九条第七項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（以下この項において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第二十条の二の十九第一号から第五号までに掲げる金額を控除して得た金額に、同条第六号に掲げる金額を加算して得た金額とする。

2及び3 略

（上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第十六条の二の十一 略

2 法附則第三十三条の二第五項の規定の適用がある場合には、次の表の

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十六條の二の 二第二項、第四十 六條の四第二項 及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に 係る配当所得の金額
	略	

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六條の三 略

2～5 略

6 法附則第三十三條の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十六條の二の 二第二項、第四十 六條の四第二項 及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに土地等に係る 事業所得等の金額
	略	

上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十六條の二の 二第二項、第四十 六條の三の二第二 項及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに上場株式等に 係る配当所得の金額
	略	

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十六條の三 略

2～5 略

6 法附則第三十三條の三第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十六條の二の 二第二項、第四十 六條の三の二第二 項及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに土地等に係る 事業所得等の金額
	略	

略

(長期譲渡所得の課税の特例)

第十七条 略

2及び3 略

4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	第四十六条の二の 二第二項、第四十 六条の四第二項 及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得 の金額	略
---	--	--------	------------------------	---

(短期譲渡所得の課税の特例)

第十七条の三 略

2〜7 略

8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

略

(長期譲渡所得の課税の特例)

第十七条 略

2及び3 略

4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	第四十六条の二の 二第二項、第四十 六条の三の二第二 項及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに長期譲渡所得 の金額	略
---	--	--------	------------------------	---

(短期譲渡所得の課税の特例)

第十七条の三 略

2〜7 略

8 法附則第三十五条第五項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

第四十六条の二の 第二項、第四十 六条の四第二項 及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得 の金額
略	略	略

(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特  
例)

第十八条 略

259 略

10 法附則第三十五条の二第六項の規定の適用がある場合には、次の表の  
上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字  
句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十六条の二の 第二項、第四十 六条の四第二項 及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに株式等に係る 譲渡所得等の金額
略	略	略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四十六条の二の 第二項、第四十 六条の三の第二 項及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに短期譲渡所得 の金額
略	略	略

(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特  
例)

第十八条 略

259 略

10 法附則第三十五条の二第六項の規定の適用がある場合には、次の表の  
上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字  
句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十六条の二の 第二項、第四十 六条の三の第二 項及び第四十八條 の六	山林所得金額	山林所得金額並びに株式等に係る 譲渡所得等の金額
略	略	略

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

22 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

25及び26 略

第十八条の五 略

22 略

22 法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する上場株式等に係る配当所得の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同条第十一項又は第十五項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十六条の二の十一第二項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

23 略

24 法附則第三十五条の二の六第十五項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一 四 略

五 附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

25及び26 略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2～30 略

31 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項

、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

32及び33 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条の七 略

2～5 略

6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十六条の二の 山林所得金額

略

山林所得金額並びに先物取引に係

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十八条の六 略

2～30 略

31 法附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 附則第十八条第十項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項

、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

六 略

32及び33 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条の七 略

2～5 略

6 法附則第三十五条の四第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十六条の二の 山林所得金額

略

山林所得金額並びに先物取引に係

二第二項、第四十 六条の四第二項 及び第四十八條 の六	略	雑所得等の金額
--------------------------------------	---	---------

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2～14 略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八條の五の二及び第四十八條の六

六 略

16及び17 略

(東日本大震災に係る法人の事業税の特例)

第二十九条 第二十一条の規定は、震災特例法第十五条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度(東

二第二項、第四十 六条の三の二第二 項及び第四十八條 の六	略	雑所得等の金額
--	---	---------

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十八条の七の二 略

2～14 略

15 法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、次の各号に掲げる規定に規定する先物取引に係る雑所得等の金額は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、同項の規定の適用後の金額とする。

一～四 略

五 前条第六項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八條の五の二及び第四十八條の六

六 略

16及び17 略

(東日本大震災に係る法人の事業税の特例)

第二十九条 第二十一条の規定は、震災特例法第十五条の規定によつて法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度(東



日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十五条第一項に規定する中間期間を含む。」と、「生じた欠損金額」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額（以下この項において「繰戻対象震災損失金額」という。）」と、「法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三

」とあるのは「同条」と、「同法第五十七条第一項本文（「とあるのは「法人税法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文（「と、「同法第五十七条第一項本文の規定」とあるのは「これらの規定」と、「その欠損金額」とあるのは「当該繰戻対象震災損失金額」と、「欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額」とあるのは「繰戻対象震災損失金額に相当する金額」と読み替えるものとする。

日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十五条第一項に規定する中間期間を含む。」と、「生じた欠損金額」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額（以下この項において「繰戻対象震災損失金額」という。）」と、「法人税法第八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「同条」と、「同法第五十七条第一項

本文（「とあるのは「法人税法第五十七条第一項本文又は第五十八条第一項本文（「と、「同法第五十七条第一項本文の規定」とあるのは「これらの規定」と、「その欠損金額」とあるのは「当該繰戻対象震災損失金額」と、「欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額」とあるのは「繰戻対象震災損失金額に相当する金額」と読み替えるものとする。

附則第四条による改正（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十三号））

改正案	現行
<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第十八条の六第二十一項中「附則第三十五条の三第十二項に規定する特定株式」を「附則第三十五条の三第十六項に規定する特定株式」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十六項」に改め、同項第三号中「附則第三十五条の三第九項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改め、同条第二十二項中「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十六項」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）」を削り、同条第二十三項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「金額」、「及び「金額又は」の下に「当該一般株式等の譲渡に係る」を加え、同条第二十八項中「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十五項」に改め、同条第三十項中「附則第三十五条の三第十一項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第十五項又は第十八項」に、「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八</p>	<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第十八条の六第二十一項中「附則第三十五条の三第十二項に規定する特定株式」を「附則第三十五条の三第十六項に規定する特定株式」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十六項」に改め、同項第三号中「附則第三十五条の三第九項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改め、同条第二十二項中「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十六項」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「（当該損失の金額のうちに法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した金額）」を削り、同条第二十三項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「金額」、「及び「金額又は」の下に「当該一般株式等の譲渡に係る」を加え、同条第二十八項中「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十五項」に改め、同条第三十項中「附則第三十五条の三第十一項又は第十四項」を「附則第三十五条の三第十五項又は第十八項」に、「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八</p>

項第三号」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同条第三十一項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十三項又は第十五項」に、「次の各号」を「第一号から第六号まで」に、「株式会社等」を「一般株式会社等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「同項」を「同条第十三項又は第十五項」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第三号」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二第十項第五号」を「附則第三十五条の二第八項第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「附則第十八条第十項」を「附則第十八条第八項」に改め、同項に次の六号を加える。

七 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二

八 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

九 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第二項

十 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号各号列記以外の部分、第三百十七号及び第三百十七号の二第一項第一号

項第三号」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同条第三十一項中「附則第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十三項又は第十五項」に、「次の各号」を「第一号から第六号まで」に、「株式会社等」を「一般株式会社等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に「又は第七号から第十二号までに掲げる規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加え、「同項」を「同条第十三項又は第十五項」に改め、同項第一号中「附則第三十五条の二第十項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第三号」に改め、同項第二号中「附則第三十五条の二第十項第五号」を「附則第三十五条の二第八項第五号」に改め、同項第四号及び第五号中「附則第十八条第十項」を「附則第十八条第八項」に改め、同項に次の六号を加える。

七 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第三号の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二

八 法附則第三十五条の二の二第八項において準用する法附則第三十五条の二第八項第五号の規定により読み替えて適用される法附則第三条の三第四項及び第五項第一号

九 法附則第三十七条の二の規定により読み替えて適用される法第七百三条の四第六項及び第七項、第七百三条の五並びに第七百六条の二第二項

十 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される法第三百十五号各号列記以外の部分、第三百十七号及び第三百十七号の二第一項第一号

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の四第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

十二 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十九第二項第二号

(後略)

十一 附則第十八条の二第八項において準用する附則第十八条第八項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第二項、第四十六条の二の二第二項、第四十六条の三の二第二項、第四十八条の三第二号ホ、第四十八条の五の二及び第四十八条の六

十二 附則第二十一条の規定により読み替えて適用される第五十六条の八十九第二項第二号

(後略)